

焼津市保護者向け企業訪問バスツアー業務委託仕様書

1 委託業務名

焼津市保護者向け企業訪問バスツアー業務委託

2 業務の目的

本業務は、就職を控える子どもを持つ保護者向けに企業訪問バスツアーを開催し、焼津市内企業の魅力や職場環境・雰囲気子どもに伝えてもらうことで、若者を市内企業への就労につなげることを目的とする。

3 業務概要

(1) 業務内容

- ア バスツアー実施業務
- イ 参加者募集・開催準備業務
- ウ 事業効果の把握
- エ 安全管理業務
- オ 管理運営業務
- カ その他付随する業務

(2) 履行期間

委託契約締結日から令和7年3月14日（金）まで

4 委託業務内容

(1) バスツアー実施業務

- ア 就職を控える子どもを持つ保護者を対象とした企業訪問バスツアー（日帰り）を、令和6年10月から令和7年2月までの間に2日程実施すること。
- イ 訪問先は市内事業者より各日程3社以上とすること（訪問先については日程ごと異なることが望ましい）。
- ウ 訪問先では最低1時間以上の見学時間を確保すること。
- エ 企業訪問は会社説明や現場見学により構成すること。
- オ 企業訪問時にはツアー参加者と受け入れ先企業の経営者や若手社員、採用担当者との交流の場を設けること。
- カ ツアー同行者に採用・就労支援に関する専門人材を配置し、企業・参加者双方へのアドバイスをを行うと同時に、双方の活発な意見交換や交流が行われるよう調整すること。

(2) 参加者募集・開催準備業務

- ア 各日程の参加者数は15人以上とし、合計で30人以上を目指すこと。
- イ 参加者数確保のため、ツアー行程や告知方法等を工夫すること。
- ウ 対象となる保護者に向けて効果的な事業周知を行うこと。
- エ 参加申込については原則WEBで行うこと。また必要な準備を行うこと。
- オ 事業のイベント名について、集客につながる効果的な名称にすること。
- カ 訪問企業、日程及び見学時間の詳細等については、業務委託契約締結後、市と調整して決定すること。

キ ツアー実施時に効果的な企業紹介ができるよう、事前に希望する参加企業に対しては、採用・就労支援に関する専門人材による助言指導などを行うこと。

(3) 事業効果の把握

ア 事業当日に参加者アンケートを実施し原則回収すること。

イ 参加した企業に対しアンケートを実施すること。

(4) 安全管理業務

ア バスツアー開催にあたり、委託者及び受託者は本業務に係る参加者間の私的トラブルについて一切の責任を負わない旨を、参加者に十分周知すること。

イ 参加者と受託者との間、又は参加者同士のトラブル防止のために必要な措置を講ずること。

ウ 事故等の場合に備え、保険に加入すること。

エ バスツアー当日は、受付の際に参加者の本人確認を行うこと。

オ その他本事業実施に必要な関係諸法令を遵守すること。

(5) 管理運営業務

ア 本事業の適切な管理・運営を行うこと。また必要な一切の業務を行うこと。

イ 状況報告

調査状況等の進捗を市の求めに応じて報告すること。

ウ 業務完了報告

委託業務完了後、令和7年3月14日までに事業実績報告書を提出して検査を受けること。

(6) その他付随する業務

本事業実施により生じる制作物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物への該当の有無に関わらず、当該制作物の撮影画像等を焼津市が行うPRや情報発信に使用できるよう必要な手続きを行うこと。

6 業務の進め方

業務に際しては、進め方など適宜、協議を行いながら進めていくこと。

7 支払方法

全額を業務完了後に支払う。

8 委託料の対象外経費

参加者や参加企業に対する給付経費(飲食費・販促品提供費など)は対象外とする。

9 事業の実施に係る留意点

(1) 受託者は、市と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。

- (2) 当該業務の実施により知り得た個人情報について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、当該業務の目的以外の目的に利用し、または第三者に提供してはならない。
- (3) 本業務の遂行に当たっての全部または主要部分を第三者に委託しないこと。
- (4) 委託事業の実施に要した経費は、帳簿及び全ての証拠書類を備え、常に収支の状況を明らかにし、委託事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。
- (5) 受託者は業務実施過程で発生した障害や事故については、大小に関わらず市に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合については、双方協議により決定すること。